

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会議	文書番号	上富子育 第 247 号
		決裁期日	平成 27 年 6 月 25 日
名 称	平成 27 年度 上富良野町子ども・子育て会議		
日 時	平成 27 年 6 月 24 日（水） 10：00～11：10		
場 所	上富良野町保健福祉総合センター 2 階研修室		
出席者	子ども・子育て会議委員 14 人(別紙名簿のとおり) 保健福祉課長 北川、子どもセンター施設長 山田 子育て支援班 安井、吉河		
内 容	<p>1 開会 北川課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の交代、事務局職員の異動について報告  山下由紀夫委員長の所属（勤務先）が旭川大学から北翔大学に変更  上富良野小学校長 若林弘士委員が定年退職に伴い退任  後任に 上富良野小学校長 森 将人委員を選任  前任の若林委員が副委員長であったため、後任の森委員を副委員長に選任すること  で、皆様の承認をいただきたい。</li> </ul> <p>【全委員了承】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前任の保健福祉課長 石田は総務課へ、総務課から北川が異動  子ども・子育て担当課長の吉岡は退職、健康推進班主幹杉原が健康づくり担当課長  として事務局担当するが、本日別の公務のため欠席  子どもセンター施設長の吉田が退職し、山田が施設長とて着任</li> <li>・ 欠席委員等の報告  森井委員は本日欠席。広瀬委員は若干遅れて出席するとの連絡あり</li> </ul> <p>これより議事については、条例の規定により、山下委員長の進行で進める。</p>		

## 2 議事 委員長進行

【委員長】 私ごとですが、先ほど照会がありましたとおり北翔大学に移りました。これまで以上よろしくお願ひします。

本日3つの議題がありますが、1番目の教育・保育施設の認定こども園事業計画についてということで、上富良野高田幼稚園、中央保育所、わかば愛育園3施設の事業計画について事務局より説明をお願いする。

事務局： 昨年12月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、その後4月から子ども・子育て支援法が本格的に施行され、計画策定時と状況も変わってきている中で、上富良野高田幼稚園、中央保育所、わかば愛育園3施設から認定こども園事業計画書の提出があった。

※ 資料に基づき、事業計画の概要を説明

※ 幼保連携認定こども園の認定要件、設備運営基準（最低基準）について説明

基準に照らし合わせ、いずれの施設も認定要件、設備運営基準に該当わかば愛育園の園舎、園庭の面積は、実際の利用人数により、基準を満たせない場合があり得るが、法令の施行の際現に保育所を運営している施設が認定こども園に移行する場合は、適用除外規定があり問題ない。

【委員長】 認定こども園の事業計画と、認定要件、最低基準の説明について、質問、意見等を求める。

1号認定、2号認定、3号認定について再度確認。

事務局： 認定区分について説明

【委員長】 すでに認定事務をしていると思うが、特に混乱はなかったか。

事務局： 今年度の認定については、2号、3号のみ。提出する様式が変わっただけで大きな混乱はなく、利用いただいている。

【委員長】 計画では3施設で300人の定員となっている。計画の見込み量が確保できないが、どうなっているのか。

事務局： 認定こども園の事業計画は300人となっているが、このほかに上富良野西保育園があるので、全体としては確保できる。

【委員長】 教育時間の基準では39週を下回らないとなっているが、いずれの施設も43週の計画となっているのは、何か理由があるのか。

事務局： それぞれの施設から43週の計画が出されたが、理由は確認していない。夏休み、冬休み、春休み期間を除いた週数と理解している。

【委員長】 現行幼稚園の実態を踏襲したということでしょうか。

各施設の委員より、同意の意思表示あり

**【委員長】** 認定こども園の事業計画について、承認するという事によろしいでしょうか。

事務局： 町の計画としては、将来的にすべての施設が認定こども園に移行することを目指しているため、事業計画は望ましい。

**【委員長】** 町内の事業者の皆さんも、認定こども園の運営に取り組むという意向なので、この会議においても承認することによろしいか。

※委員全員了承

次の教育・保育提供体制の確保方策及び時期の計画見直しについて、事務局より説明

事務局： 資料に基づき、現在の計画、平成27年度の現状、平成28年度の認定区分ごとの利用定員計画、計画見直し案について説明

**【委員長】** 数字の説明なので理解しにくいところもあるが、大きくは、認定こども園への移行年度の前倒しということで、計画では平成29年度としていたところを1年前倒しして平成28年度とすること。もう一つは計画の見込み量と確保量の考え方である。

説明に対する質問を求める。

**【菊池委員】**： 認定こども園への移行については、先日一保護者として幼稚園の説明会にも参加し、そういう方向に向かっていくことはいいと思うが、もともと計画では平成29年度からだったのに、あと半年程度しかない中でなぜ28年度からということになったのか。なぜ1年早まったのかなと感じる。職員の確保だとか運営の態勢もしっかり整えていかなければならないので、園児募集までに準備が必要と思うが、1年早まった経緯をもう少し詳しく聞かせてほしい。

**【委員長】** 計画の審議の段階でも、町と各施設で協議していたということだったが、菊地さんの言うように、早まったことによる準備だとか職員の確保など問題ないかということだと思いかいかわか。

事務局： 計画を審議していた時点では、認定こども園の認定要件や設備運営基準などの詳細が分からない状況であった。認定こども園に移行するという方向性は決まっていたが、いつからできるかということは見通せない状況であったため、準備期間の余裕を持った計画とした。制度の全容がわからない中で平成28年度から移行するという計画は難しいと考え、平成29年度とした。

計画策定後、運営基準などがはっきりとしてきた中で、それぞれの施設においても、こういう基準ならば平成28年度から運営できると判断されたと思う。

**【委員長】** 区分認定や人員確保、施設整備など、平成28年度移行に向けて取り組んでいくということになる。

認定こども園への移行年度を1年前倒しして平成28年度とすることで確認する。

ほかに意見、質問を求める。

**【北村委員】**： 量の見込みの推計で、現在利用している子どもはそのまま継続して利用することを想定しているが、新たに保育を利用する場合に一か所に申し込みが集中し、定員を超えたときは、どのような基準で決めてゆくのか知りたい。

**事務局**： 基本的には、皆さんに第一希望の施設を利用していただくという考えであるが、定員オーバーの施設と定員に満たない施設があるときは、町が個別に調整することがある。

国の基準では、障害児やひとり親の優先利用の規定がある。

これまでそのような調整をしたことはないが、申し込みが特定の施設に集中した場合には、個別に利用相談することも出てくる。

**【委員長】** 自治体は、利用の調整、あっせんをすることになっており、特別な事情に配慮しなければならないが、それ以外については、町と保護者が相談して決定していくことになる。

**事務局**： 認定こども園への移行にかかわらず、今も町は調整しなければならないことになっている。結果的に第一希望の施設を利用できない場合に、希望の施設が空いたときの移動希望の把握や、第一希望の施設と利用決定施設との協議など、取扱いのルールはもっている。

**【委員長】** 計画の利用定員について、平成28年度は説明のあったおりの数とし、平成29年度以降は、現段階では計画の見込み量に合わせた確保量とし、認定こども園に移行後の実態を見極めたうえで、改めて検討するということでよろしいでしょうか。

総体的に必要な量は確保することになるが、ご意見はないか。

なければ、計画見直し案を承認するということでよろしいか。

※委員了承

3番目の特定教育・保育施設の利用定員についてという議題ですが。

**事務局**： 先程の説明で一緒に審議いただいたこととなる。

**【委員長】** それではその他の高田幼稚園施設整備計画について

**事務局**： 高田幼稚園は認定こども園に移行するため、施設整備が必要。3歳未満児の保育室、給食設備など保育機能の整備が必要となる。国と道の交付金を活用して計画を進めている。

**【委員長】** 着工はいつごろか。

**事務局**： 交付決定を受け次第直ちに着工し、来春に間に合うよう整備する。

**【委員長】** 関連してご意見等ないか。高田幼稚園さん、特に説明等ないか。

**【増田委員】** まだ計画段階ですので、まだ煮詰まったものではないので特にありません。

**【委員長】** では次の放課後児童健全育成事業について、説明をお願いします。

事務局： 資料に基づき、登録、利用状況、開設場所、指導体制、利用時間、利用料などについて説明

新たな体制で順調に運営している。

【委員長】 4月から新たにスタートした放課後事業について説明がありました。

小学生の対象児童のうち利用している割合はどのくらいか。

事務局： 小学生600人弱のうち117人なので20パーセントくらいとなる。

【野崎委員】 利用対象児童が小学校1～3年生までだったのが、6年生まで拡大となったが、高学年になると少年団活動が多くなり、1・2年生の利用割合が非常に高い。1・2年生だと半分近い児童が利用している。

【委員長】 予定していた議題はすべて終了したが、皆さんから特に何かなければ、これで会議を終了する。

#### 4 閉会